

北間連だより

No.82

令和4年1月31日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

消費税 活かすみんなの間税会



春の函館五稜郭



夏のサロマ湖の夕日



栗山秋色の大地



冬の豊頃ハルニレの木

《 主 要 目 次 》

- | | | | |
|----------------------|-----|-------------------|------|
| ●札幌国税局長年頭のあいさつ | 2 | ●インボイス制度とは? | 8 |
| ●北間連会長年頭のあいさつ | 3 | ●国税広報 | 9～14 |
| ●令和3年度納税表彰 | 4 | ●間税会昭和史 | 15 |
| ●国税局幹部のご紹介 | 5 | ●編集後記 | 16 |
| ●税の標語 | 6～7 | | |

年頭のあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

昨年7月の異動で、札幌国税局長を拝命しました中田でございます。

令和4年の年頭を迎えるに当たり、北海道間税会連合会の会員の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から消費税をはじめとする間接税はもとより税務行政全般にわたりまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。



札幌国税局長
なかだ さとる
中田 悟

北海道間税会連合会は、昭和48年の発足以来、正しい税知識の普及と納税意識の高揚を目的とした活動に幅広く精力的に取り組まれております。

平成元年4月の消費税創設以来、貴会は、消費税の会として事業者・消費者に対する啓発活動の先頭に立ち、「消費税制度定着推進運動」に取り組まれ、その後も、滞納防止のための「期限内完納運動」を推進されております。

コロナ禍で、会の活動にも制限がある中、「e-Taxの利用促進」や租税教育の一環となる「税の標語」にも積極的に取り組まれるなど、皆様のご尽力に対しまして、深く敬意を表し、心より感謝申し上げます。

さて、消費税は近年、軽減税率制度や適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入など、幅広い事業者に影響を与える制度改革が行われました。

昨年10月から、適格請求書発行事業者となるための登録申請の受付が開始され、登録申請や制度に関する問い合わせが増加しており、インボイス制度への関心が高まっていると感じております。

インボイス制度は、事業者の方に制度の理解を深めていただいた上で、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進めていただくことが重要となります。

令和5年10月1日から登録を受けるための原則的な申請期限である令和5年3月末までの間に、事業者の皆様にインボイス制度への対応や準備を進めていただけるよう、国税当局としまして、局署主催の説明会の開催や、各種団体への講師派遣、更には今後の確定申告会場での対応等、制度の周知・広報に積極的に取り組んでまいります。

これまでも、貴会及び単位会の皆様には、説明会の開催などインボイス制度の周知・広報にご尽力いただいておりますが、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

消費税はその税収の規模から国の基幹税として位置付けられておりますので、消費税に関する国民の関心も非常に高く、税務行政の良き理解者である北海道間税会連合会の皆様の活動は、ますます重要になると考えております。

貴会並びに会員の皆様とは、長年培ってまいりました協調関係を更に深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、北海道間税会連合会のますますのご発展と会員の皆様の更なるご繁栄の年となりますことを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

年頭のあいさつ

あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、当連合会の運営につきまして、特段のご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、平素から間税会に対しまして深いご理解と多大なるご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。



北海道間税会連合会会長

高橋 則行

去年は、新型コロナウイルス感染症に終始振り回された一年でしたが、まだまだ、予断を許さない状況にあります。この未曾有の事態は我々の生活や事業形態にも大きな影響と変革をもたらし、テレワークや時差出勤、学校ではオンライン授業等といままでない方式がスタンダードになりつつあります。

そして、「新型コロナウイルスが流行する前のような生活は戻ってこない」と考えている人が大半という統計もでています。

国の財政も新型コロナウイルス感染拡大に対応するために歳出が大幅に増加し、新規国債発行額は過去最大額となっています。

平成元年に導入された消費税は、年々その重要性が増し国の基幹税として令和3年度の当初予算では税収のトップを占めるにいたりしました。

今後は、脱炭素、デジタル化といった課題に対応するための歳出も増加すると考えられ、新型コロナウイルス感染終息後の財政健全化に向けて、益々消費税の役割は重要なものとなってまいります。

間税会の基本方針は「税務行政に協力することを基本理念として、税知識の周知徹底を図るとともに、税制及び執行に関する提言活動を進める。」また、「組織の拡大・強化と財政基盤の強化に努め、会の活性化と発展を期する。」とされ、その理念の下、様々な活動を展開しているところです。

そのような中、免税事業者が取引から排除される恐れがあるなどの問題から、間税会として、慎重な導入を提言してきたインボイス制度（「適格請求書等保存方式」）について、令和5年10月からの導入とされたところです。間税会としては、提言活動とは別に、戸惑いや間違いが生じないように更なる周知を図っていくことが大事であると考えております。

いずれにしましても、何事も組織の基盤がしっかりしていなければ成し得ないことであり、そのためには更なる会員増強と財政基盤の強化を図っていく必要があると考えております。

北間連の会員増強の取組としては、「現状を維持し、少しでも上積みを図る」ことを基本としつつ、会員の加入拡大に努めることとしておりますので、今後とも皆様のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、各間税会のますますのご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、また、国税ご当局の皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のごあいさつとさせていただきます。

令和3年度 納税表彰受彰おめでとうございます! 敬称略

札幌国税局長表彰

丹 野 司

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
札幌南間税会 会長



福 岡 道 廣

北海道間税会連合会 常任理事
札幌西間税会 副会長



村 井 順 一

全国間税会総連合会 理事
北海道間税会連合会 副会長
釧路間税会 会長



廣 瀬 寛 人

北海道間税会連合会 常任理事
富良野地方間税会 会長



富良野税務署での表彰風景

税務署長表彰

齋 藤 一 史

札幌南間税会 常任理事



橋 場 優

札幌西間税会 監事



森 凡 人

釧路間税会 常任理事



眞 鍋 和 一

北海道間税会連合会 常任理事
名寄間税会 会長



清 水 一 男

北海道間税会連合会 理事
深川間税会 副会長



札幌南税務署での表彰風景

(注) 各受彰者の役職につきましては、他の税務関係団体等の役職にも在る場合、その役職名の記載は割愛して掲載しておりますのでご了承願います。

国税局幹部のご紹介 (敬称略)



まるやま かずや
丸山 和也

札幌国税局
課税第二部長

出身地 北海道
略 歴

昭和55.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成27.7 札幌国税局 総務部 企画課長
平成28.7 根室税務署 署長
平成29.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長
平成30.7 札幌国税局 総務部 総務課長
令和元.7 札幌国税局 課税第二部 次長
令和2.7 札幌国税局 総務部 次長
令和3.7 現職



さとう やすゆき
佐藤 康幸

札幌国税局
課税第二部次長

出身地 北海道
略 歴

昭和56.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成23.7 札幌国税局 総務部 会計課 課長補佐
平成25.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官 (札幌北派遣)
平成27.7 旭川中税務署 副署長
平成28.7 札幌国税局 課税第二部 酒類業調整官
平成30.7 水沢税務署 署長
令和元.7 札幌国税局 課税第二部 酒税課長
令和3.7 現職



こばやし しげゆき
小林 茂之

札幌国税局
課税第二部
消費税課長

出身地 北海道
略 歴

昭和60.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成24.7 札幌国税局 課税第一部 個人課税課 課長補佐
平成25.7 札幌東税務署 総務課長
平成26.7 札幌国税局 総務部 総務課 課長補佐
平成28.7 川崎南税務署 副署長
平成30.7 札幌南税務署 特別国税調査官
令和元.7 札幌国税局 総務部 国税広報広聴室長
令和3.7 現職



さくらい もとあき
桜井 一精

札幌国税局
課税第二部
消費税課
課長補佐

出身地 北海道
略 歴

平成4.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成21.7 岩見沢税務署 法人課税第2部門 上席国税調査官
平成23.7 札幌国税局 課税第二部 資料調査課 国税実査官
平成26.7 札幌国税局 調査査察部 特別国税調査官 国税調査官
平成27.7 札幌中税務署 法人課税第7部門 統括国税調査官
平成29.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 実務指導専門官
令和元.7 札幌南税務署 法人課税第1部門 統括国税調査官
令和2.7 現職



なかむら かおり
中村 香織

札幌国税局
課税第二部
消費税課
総務係長

出身地 福岡県
略 歴

平成5.4 札幌国税局 総務部 総務課
平成16.7 札幌国税局 課税第二部 消費税課 国税実査官
平成19.7 札幌南税務署 総務課 会計係長
平成21.7 札幌南税務署 総務課 総務係長
平成22.7 札幌西税務署 法人課税第6部門 国税調査官
平成24.7 札幌西税務署 法人課税第2部門 上席国税調査官
平成30.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 国税実査官
令和3.7 現職

令和 3 年度

「税の標語」

沢山の応募
ありがとうございます

～見事！全間連の「優秀賞」と「佳作」が！（旭川中・旭川東）～

単会名	応募 総数	入賞等		
		全間連		北間連 会長賞
		優秀賞等	入選	
札幌中	310			10点
札幌北	178			5点
札幌東	473		1点	10点
函 館	409		1点	11点
岩見沢	1,430		1点	
旭川中	820	優秀賞1点	1点	10点
旭川東	622	佳 作1点	1点	15点
留 萌	265			5点
室 蘭	949		1点	5点
苫小牧	12			
釧 路	254			15点
十勝池田	121			4点
根 室	400		1点	14点
合 計	6,243	2点	7点	104点
※全国	478,206	15点	285点	(参考)

令和3年度「税の標語」の応募数は6,243点と前年度（6,041点）に比べ202点の増加となりました。応募のあった間税会数も前年より2つ増えて13間税会となっています。

審査の結果、旭川中間税会から全間連の「優秀賞」が1点、旭川東間税会から全間連の「佳作」が1点選出されました。

その他、全間連の「入選」に7点、そして「北間連会長賞（優秀賞）」には104点の作品が選出されました。受賞者の皆さんには「税を考える週間」等において、各間税会の会長、役員から賞状と副賞等が贈られています。

「税の標語」の募集は、税の標語を作る機会を通じて「税について考えてもらう」、「税を知ってもらう」という税の啓発等を目的に、間税会の重要な活動の一つとして取り組んでいるものです。

特に租税教育という面からも沢山の子どもさんたちに応募していただきたいと考えております。よろしくお願いします。

全間連「優秀」作品（敬称略）

【旭川中間税会】旭川市植平印刷㈱ 田辺集子

「コロナ禍でも 安心申告 e-Tax」



旭川市
田辺 集子さん

全間連「佳作」作品（敬称略）

【旭川東間税会】旭川市立忠和中学校 内堀亜美

「消費税 暮らしを支える第一歩
みんなで守ろう 豊かな社会」



旭川市立忠和中学校
内堀 亜美さん

◎全間連「入選」作品

（敬称略）

単会名	学 校	名 前	作 品 標 語
札幌東	本通小学校	小林 宙斗	税の花 しっかりさかそう 君のため
函 館	柏野小学校	田村 月乃	消費税 いちばん身近な 税金です
岩見沢	豊中学校	下山 莉歩	コロナ禍で 支える社会 みんなの税
旭川中	中央中学校	菊池 風馬	税を知り 税を学んで より良い社会
旭川東	神居東中学校	佐藤 美音	変わりゆく 社会に合わせて考えよう 税と暮らしの 関わりを
室 蘭	富岸小学校	儀福 瞬輝	皆の笑顔 咲かせ支える 皆の税
根 室	中春別中学校	高野 櫻弓	税金を 納めてつくる 日本の未来

「税の標語」各賞受賞者の皆さん 立派な作品でした

◎ 全間連「入選」・北間連会長賞等の皆さん



札幌市立栄東小学校の皆さん（札幌北間税会）



旭川市立忠和中学校の皆さん（旭川東間税会）



札幌北税務署で展示された標語



旭川市のイオンモール旭川駅前店で開設した「TAX SQUARE2021」で展示された入賞作品



札幌市立平和通小学校の表彰風景（札幌東間税会）



函館市立青柳小学校の皆さん（函館間税会）



札幌市立平和通小学校の皆さん（札幌東間税会）



函館市立弥生小学校の皆さん（函館間税会）



函館市立柏野小学校の皆さん（函館間税会）



小平町立小平中学校の皆さん（留萌間税会）



釧路市立青陵中学校の皆さん（釧路間税会）

令和 5 年 10 月実施予定の「適格請求書等保存方式 (インボイス制度)」とは？

消費税の仕入税額控除制度は、現在、「区分記載請求書等保存方式」が適用されていますが、令和 5 年 10 月 1 日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」に移行するとされています。また、令和 3 年 10 月 1 日から適格請求書発行事業者の受付が開始されています。以下、両方式の主な違いを整理すると、次のとおりです。

区分	区分記載請求書等保存方式 (～令和 5 年 9 月 30 日まで)	適格請求書等保存方式(インボイス制度) (令和 5 年 10 月 1 日～)
登録制度	なし	○ 適格請求書を発行しようとする事業者は、所轄税務署長に登録申請書を提出し、登録番号を受け取る必要がある。(適格請求書発行事業者) ○ 登録された場合、事業者の氏名又は名称、登録番号等が公表され、公表情報はインターネットを通じて確認することが可能。
請求書への記載事項等	① 発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④ 税率ごとに合計した税込価額 ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称	① 発行者の氏名又は名称及び登録番号 ② 取引年月日 ③ 取引内容及び軽減税率の対象品目である旨 ④ 税率ごとに合計した税抜価額又は税込価額及び適用税率 ⑤ 税率ごとに合計した消費税額 ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
請求書の交付義務等	○ 区分記載請求書の交付義務はない ○ 免税事業者も区分記載請求書を発行することが可能	○ 取引の相手方の求めに応じて、適格請求書を交付する義務がある。 ○ 免税事業者が適格請求書を発行しようとする場合には、所轄税務署長に対して課税事業者の選択届出書を提出し、登録番号を受け取る必要がある。
仕入税額控除の要件等	○ 所定事項を記載した帳簿及び区分記載請求書を保存することが要件 ○ 免税事業者からの仕入れについても税額控除が認められる	○ 所定事項を記載した帳簿及び適格請求書を保存することが要件 ○ 免税事業者からの課税仕入れについては税額控除ができない。(課税事業者選択届出書を提出した場合を除く) ただし、次に記載する期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置がある。 ① 令和 5. 10. 1～令和 8. 9. 30 仕入税額相当額の 80% ② 令和 8. 10. 1～令和 11. 9. 30 仕入税額相当額の 50% ③ 令和 11. 10. 1～仕入税額控除不可

※ **じゃあ「説明会」はどこでやっているの？** ⇒ 国税局や税務署ではインボイス制度に係る説明会を随時開催しています。説明会の日程等については、札幌国税局ホームページの「税に関する情報」⇒「消費税のインボイス制度説明会」からご確認ください。

☆ 間税会では、「我が国には 500 万を超える免税事業者がおり、これらの免税事業者が取引から排除される恐れがあること、新型コロナウイルス感染症の大流行で経済が疲弊していること」等から、令和 5 年 10 月以降も「インボイス制度」に移行することなく、「区分記載請求書等保存方式」を継続することを強く要望しています。それが困難な場合には「インボイス制度」の導入時期を延期すべきと要望しています。☆

～ 国税局からのお知らせ ～

ご自宅からのe-Tax申告のご案内

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページ から



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

書き方や計算が分からない…



入力がめんどろ…



会社が休めない…



自動計算

画面の案内に沿って入力
すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や
過去の申告データを
利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカード
とスマホでe-Tax!



さらに！e-Taxなら早期還付されます

＼相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談

※令和4年1月上旬公開予定



税務職員ふたば

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)

0570-01-5901

所轄の税務署へお電話ください



国税庁 法人番号7000012050002

(裏面もご覧ください)

～ 国税局からのお知らせ ～

令和3年分（令和4年1月以降）からはさらに便利に！

ICカードリーダライタ無しでe-Tax！

パソコンの画面に表示された2次元バーコードをスマホ
（マイナンバーカード読取対応）で読み取れば、
マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信できます！

※ WindowsのMicrosoft Edge、Google Chrome、macOSのSafari、
いずれにも対応。

ICカードリーダライタ
がなくてもOK



スマホのカメラで源泉徴収票を自動入力

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影すれば、
金額や支払者情報などが自動で入力されます！



スマホ専用画面の対象範囲が拡大

スマホ専用画面の対象範囲 （NEW は令和4年1月から対応予定）

【対象所得】

- 給与所得
- 雑所得
- 一時所得
- 特定口座年間取引報告書 NEW
（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）
- 上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分） NEW

【各種控除等】

- すべての所得控除
- 政党等寄附金特別控除
- 災害減免額
- 外国税額控除 NEW
- 予定納税額
- 本年分で差し引く繰越損失額

確定申告書の作成方法は動画でチェック！

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの
動画をご案内しています

動画で見る確定申告



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
・Google Chromeの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。
・Windows、Microsoft Edgeの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
・macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。

R3.9

～ 国税局からのお知らせ ～

ネットでe-Tax スマートフォンから！

かんたん・便利♪

STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

推奨ブラウザ

iPhoneの方



Safari

Androidの方



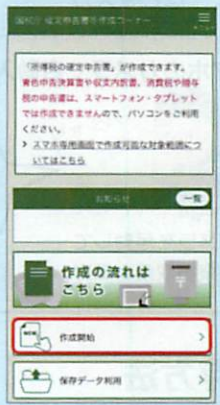
Google Chrome

確定申告



確定申告書等作成コーナー
にアクセス

確定申告書等作成コーナー



STEP 2 送信方法を選択

国税庁 確定申告書等作成コーナー

申告内容に関する質問

Q 確定申告をする年は令和3年分ですか。

☒ はい ☐ いいえ

Q 提出方法を選択してください。

※ マイナンバーカード方式を選択した場合のみ、マイナポータルから各種証明書を取得し、所得税の申告等に利用できます。
詳細は以下のリンクからご確認ください。

➤ マイナポータルの利用について

e-Tax (マイナンバーカード方式) ?

e-Tax (ID・パスワード方式) ?

☐ 書面

次へ

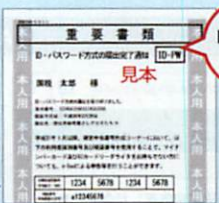
戻る

マイナンバーカード方式

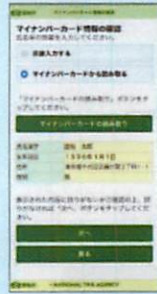


「マイナポータルアプリ」をインストールし、マイナンバーカードをスマホで読み取り

ID・パスワード方式



「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方



住所、氏名等の情報が表示されます



e-TaxのID (利用者識別番号) とパスワード (暗証番号) を入力

i 「ID・パスワード方式の届出完了通知」は税務署で発行しています

発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。平成30年1月以降、税務署や確定申告会場にお越しになられた方は、「ID・パスワード方式の届出完了通知」が申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

国税庁 法人番号7000012050002

～ 国税局からのお知らせ ～

STEP 3 金額などを入力

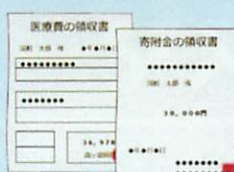
STEP 4 送信

収入の入力



給与所得の源泉徴収票
などを入力

控除の入力



医療費やふるさと納税の領
収証などを入力



e-Taxで送信

スマホのカメラで自動入力！（給与所得の源泉徴収票）



カメラを起動して
源泉徴収票を撮影



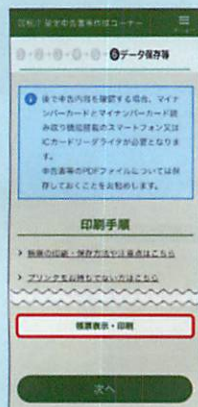
内容を確認



読取内容が自動入力

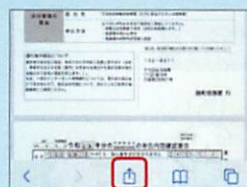
NEW !!

保存方法

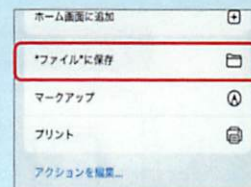


「帳票表示・印刷」をタップ

iPhoneの方



「共有」ボタンをタップ



「"ファイル"に保存」を選択

Androidの方



自動で端末内に申告書
データが保存される

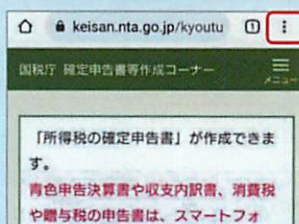
保存データの確認方法

iPhoneの方

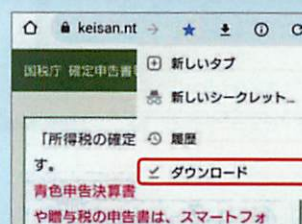


保存データは「ファイル」アプリから
確認することができます

Androidの方



「Google Chrome」の
右上の「!」ボタンをタップ



「ダウンロード」メニューから
保存データを確認できます

- ・ご利用には別途通信料がかかります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれており、実際の画面と異なる場合があります。
- ・iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
- ・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

R3.9

～ 国税局からのお知らせ ～

確定申告 × マイナポータル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる**自動入力**！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

～ 国税局からのお知らせ ～

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら

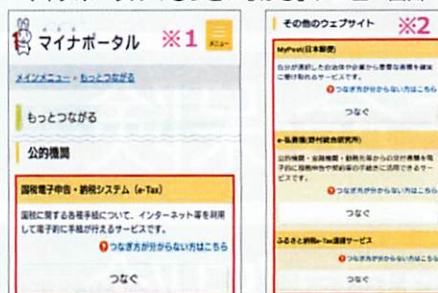


STEP 3 マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax (※1) 及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ（連携）設定

- ① 証明書等の発行元（例：ふるさと納税のポータル事業者等）
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます（発行元が対応している場合）。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書発行元一覧はこちら



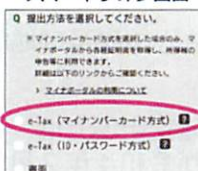
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面

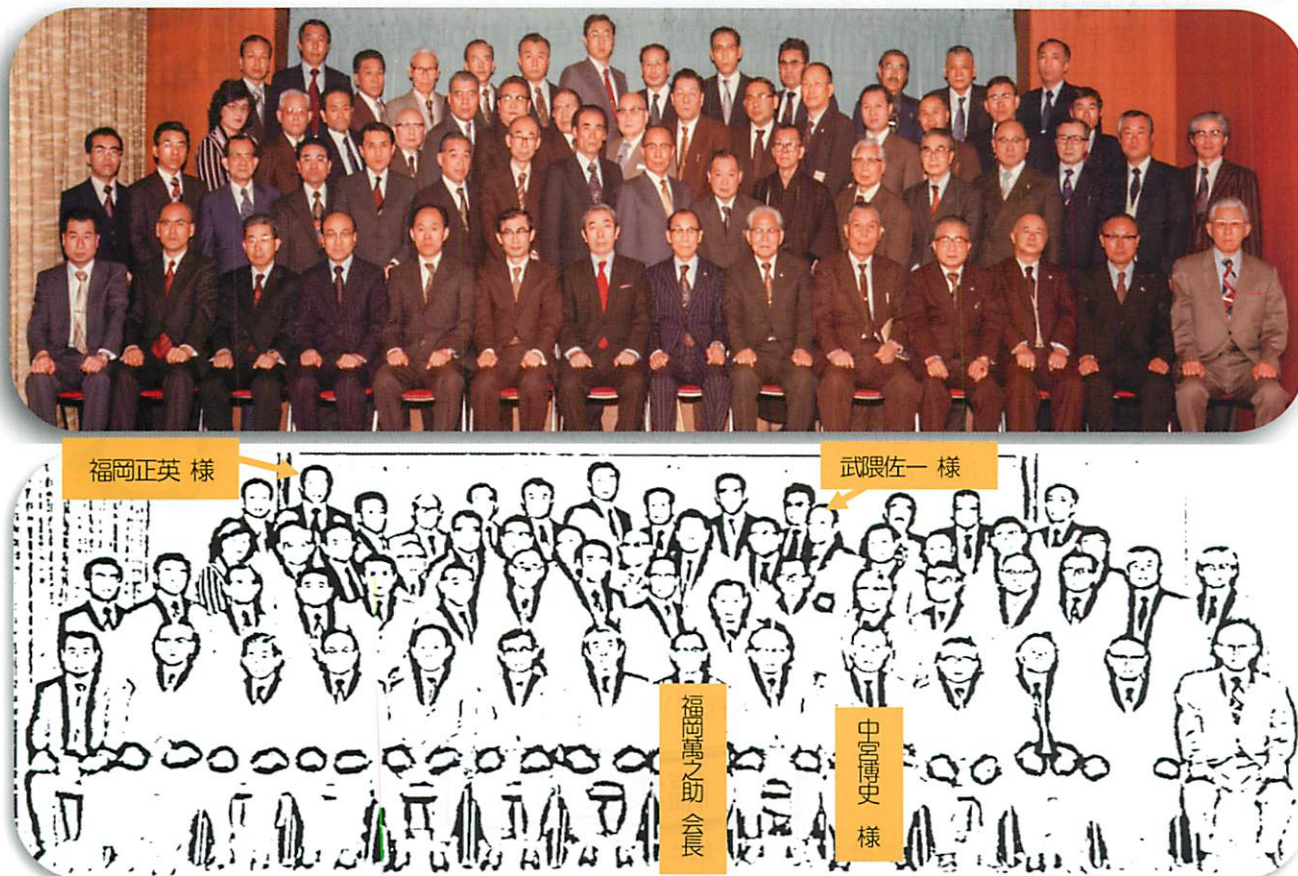


- ・各種設定には、マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（又はICカードリーダライタ）が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

間 税 会 昭 和 史

今号は、間税会の歴史を振り返ってみました。

下の写真は、昭和54年2月27日開催の「北海道間税協力会連合会」第6回通常総会での集合写真です。



現在の「北海道間税会連合会」は、その前身として昭和48年6月に「北海道消費税協力会連合会」として創立され、翌昭和49年4月に「北海道間税協力会連合会」に改称、平成2年6月に「北海道間税会連合会」として改組され現在に至っています。

この写真は、昭和54年の創立5周年記念行事の一環として撮影されたもののようです。

当時の会長は昭和52年2月から第二代会長に就任されている「福岡萬之助」様ですが、初代会長の「中宮博史」様、平成2年6月から第三代会長に就任される「武隈佐一」様、平成12年6月から第五代会長に就任される現顧問の「福岡正英」様などそうそうたるご歴々が揃っています。

その他、写真には各単会の会長様や札幌国税局幹部などが写っています。

懐かしい顔などありませんか？

ちなみに、この写真が撮影された昭和54年は、10月7日に衆議院議員総選挙が行われ、財政再建を旗印に一般消費税の導入を掲げ（後に撤回し）た自民党大平政権が、議席の過半数を割り込み惨敗しています。

この頃の「北間連だより」には、次第に一般消費税の話題が増えつつあり、国の歳入の柱が直接税から間接税へとシフトしていく時代の趨勢が感じられます。

令和 3 年分確定申告期における税務署の閉庁日対応

税務署では、令和 3 年分確定申告期において、下記のとおり閉庁日対応を実施することとしています。

- 閉庁日対応を実施する税務署
札幌北・札幌南・札幌西・札幌東の 4 税務署
- 閉庁日対応を実施する日
令和 4 年 2 月 20 日(日)及び 2 月 27 日(日)
- 対応業務
確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の収受及び納付相談

～季節のたより～

税務署で確定申告が始まる時期となりました。

ご存じのように税務署内も大変込み合うことになります。

そこに、昨年来からの新型コロナウイルス感染症の流行が重なり、税務署も換気・消毒の徹底や社会的距離の確保といった感染防止策に力を入れています。

しかし、コロナ対策で大切なのは人混みに行かないこと！

そのためにも、自宅からの「e-Tax」は理にかなっている方式だと思います。私も毎年 e-Tax で申告していますが、本当に便利・簡単・確実です。

e-Tax 導入当初は使い勝手も悪く敬遠されがちでしたが、最近の e-Tax は本当に便利で簡単です。一度目は不慣れなこともあり少々戸惑うかもしれませんが、二度目以降になるとスイスイとできるようになります。コロナの記憶が悪いものだけにならないように、「e-Tax を始めるキッカケ」としてとらえてみてはどうでしょうか。

もう時代は「e-Tax」ですよ！(事務局)



編集後記

☆ 会員の皆様には、ご健勝にて新年をお迎えのこと、心からお慶び申し上げます。

☆ この度、北間連だよりNo82をようやく発行することができました。

No81 から約 1 年半振りの発行です。

その間、事務局の諸般の事情により発行できませんでしたが、今後は、様々な情報を皆様にお届けすべく努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

お願いついでにもう一つ……。

各単会や会員の皆様からの様々な活動情報や写真等を事務局へお寄せいただければと思います。(メールアドレスは下記参考)

今号は無理矢理「間税会昭和史」などというものを掲載させていただきましたが、できれば紙面充実のため「現在の状況」や「現在のお姿」を掲載できればと思っています。是非情報をお寄せください。

コロナなんかに負けずに楽しい情報等をご提供できればと思っています！

頑張りましょう！(事務局)

○ 北間連事務局のメールアドレスはこちらです ⇒ hokkanren@rapid.ocn.ne.jp